

救急・災害



救急

● 急病

● 交通事故

I 急病

休日・夜間に病気になったら

内科・小児科の通常医療機関が開いていない時間帯は、下記の表のとおり応急診療を行っています。
 ※行く前に必ず電話連絡をして、健康保険証を忘れずに。
 ※受付時間は下記の診療時間と異なります。区ホームページもしくは広報しながわをご覧ください。
 ※(輪番)の医療機関については、広報しながわ、品川区ホームページをご覧ください。

	平日	土曜日(祝日を除く)	日曜日・祝日・12/29~1/4	
	小児科 20:00~23:00	小児科(内科) 17:00~22:00	内科・小児科 9:00~22:00	歯科・接骨 9:00~17:00
9:00 ↓	通常外来診療時間		品川区医師会休日診療所	【歯科】(輪番) 【接骨】(輪番)
17:00 ↓			品川区医師会休日診療所 (小児科・内科)	
20:00	品川区子ども夜間救急室 (昭和大学病院) (小児科のみ)	【第1・3・5土曜】 品川区医師会休日診療所 (小児科・内科) 【第2・4土曜】 品川区子ども夜間救急室 (昭和大学病院) (小児科のみ)	大井地区(輪番) (17:00まで)	
21:00				
22:00				
23:00				

医療機関

品川区子ども夜間救急室 旗の台 1-5-8 昭和大学病院中央棟 4階 ☎ 3784-8181 (FAXも同じ)
 品川区医師会休日診療所 北品川 3-7-25 ☎ 3450-7650 (FAXも同じ)
 荏原医師会休日診療所 中延 2-6-5 ☎ 3783-2355 (FAXも同じ)

24時間の医療機関案内

東京都医療機関案内サービス
 「ひまわり」 ☎ 5272-0303
 聴覚・言語障害者専用 FAX 5285-8080
 外国語による相談案内* ☎ 5285-8181
 ●受付時間* 9:00~20:00

東京消防庁テレホンサービス # 7119 または
 「救急相談センター」 ☎ 3212-2323

※重病の方は119番をご利用ください。

小児救急電話相談

●こどもの急病(発熱・嘔吐・けいれん等)
 にどう対処したらよいか迷った時、電話相談に応じます。

●受付時間 平日 18:00~翌日8:00
 土・日、祝日、年末年始 8:00~翌日8:00

☎ # 8000 または ☎ 03-5285-8898

救急相談センター

「救急車を呼んだ方がいいのかな？」
「病院に行った方がいいのかな？」

迷ったら救急相談センターへ
#7119 (携帯電話・PHS・プッシュ回線)

ダイヤル回線・IP電話等からは
23区 03-3212-2323

受診に関するアドバイスや応急手当に関するアドバイス、医療機関案内などに相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が、24時間年中無休で対応しています。

- ・ 緊急性のない場合は「明日には病院に行ってください」等と案内します。
- ・ 必要により、応急手当の方法をアドバイスします。
- ・ 緊急の場合は、救急相談センターから救急車を呼びます。

救急車を頼むとき

- ①119番に電話します。
- ②次のことをハッキリと伝えましょう。
 - ・住所と氏名
 - ・家までの目標となる建物など
 - ・病気やけがの状態
 - ・そのほかに特に必要なことがあれば伝える
- ③電話を切ったら「健康保険証」を用意しましょう。
- ④救急車の「ピーポー」という音が聞こえてきたら、案内人は道に出ましょう。
- ⑤救急車に同乗する付き添い人は最小限にしましょう。

※かかりつけの病院や希望の病院がある場合は、救急隊員に申し出てください。

I 交通事故

交通事故相談

交通事故に遭ったときや起こしたときの対応の仕方や、損害賠償の手続きについて弁護士と専門の相談員が相談に応じます。また、電話での相談にも応じています。費用は無料です。

品川交通事故相談所（区役所第三庁舎3階）

相談窓口 →P.5

☎5742-2061

相談時間 月～金 8:30～16:00

次のところでも相談に応じています。

東京都生活文化局広報広聴部

都民の声課（東京都交通事故相談所）

☎5320-7733

相談窓口 →P.5

★交通事故に遭ったときは

交通事故に遭ってしまったら、直後の適切な対応が、事後処理をスムーズに行うためにも重要です。特に以下のことにはご注意ください。

- ①運転免許証や自賠責保険の証明書などを見せ
てもらい、車のナンバーと相手を確認する
- ②警察署に届け出る
- ③事故の状況をメモし、目撃者に証人を頼む
- ④必ず医師の診断を受ける
- ⑤安易な約束、示談はしない

交通事故証明書

交通事故の保険金請求には「交通事故証明書」が必要です。

自動車安全運転センター東京都事務所へ申請してください。申請用紙はお近くの警察署、交番にもあります。

〈窓口〉

自動車安全運転センター東京都事務所

☎5781-3660

東大井1-12-5

自動車事故対策機構

自動車事故が原因で保護者が死亡したり、重度の後遺障害を残すことになったため生活が困窮している家庭に対して、生活資金や子どもの義務教育終了までの育成資金の貸付けを行っています。

また、自動車事故により、脳、脊髄または胸部臓器を損傷し、常時介護または随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

独立行政法人自動車事故対策機構

東京主管支所

☎3621-9941

墨田区錦糸1-2-1アルカセントラルビル8F

災害

● 水害

● 火災

I 水害

水害を防ぐ

■ 台風・集中豪雨の監視

民間気象会社からの気象情報・区内3カ所の雨量計・目黒川と立会川に設置した水位計をもとに降雨量および河川水位を監視しています。品川区のHPIに品川区気象情報として、常時お知らせしています。

また、大雨・洪水警報などの発表や台風による影響が予想される場合は「災害対策本部」を設置し、河川周辺のパトロールを行うなど緊急事態に備えています。さらに防災行政無線や広報車、ケーブルテレビ品川で、河川の水位情報などをお知らせします。

[河川などの水位が上昇したとき、サイレン(警報)でお知らせします]

● 警戒水位=水位が上昇してきています
「15秒吹鳴、5秒休み × 3回」

● 危険水位=低地部では浸水の危険があります
「60秒吹鳴」

■ 避難情報緊急通知コール

避難対象地域のうち、避難を必要とする方を対象に、電話やメールで避難情報を受け取ることができます。対象地域や登録方法については、区のホームページをご覧ください。

防災課計画係 ☎5742-6695

■ 雨水利用タンク設置助成

下水道への雨水の流入を減らし、雨水を有効利用するための「雨水利用タンク」を設置する方に、タンク購入費と設置工事費の合計の2分の1(上限5万円)を助成しています。

※ 上限5万円のうち、工事費用の助成額は1.5万円を限度とします。

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■ 雨水浸透施設設置助成

宅地内に「雨水浸透施設(浸透管や浸透ます)」を設置する方に対し、工事費の一部を助成しています。(上限40万円)

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■ 防水板設置助成

浸水被害を軽減するために、住宅・店舗・事務所の出入口などに「防水板」を設置する方に対し、工事費の一部を助成しています。

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■ 浸水防止のための「土のう」を用意しています

浸水被害の応急対策用として、目黒川や立会川流域を中心に土のうを用意しています。

自由に利用することができます。

道路課道路維持担当 ☎5742-6548

被災された時は

■ 災害見舞金

品川区内の世帯または事業所が、水害により被害を受けた場合に被害に応じて見舞金が支給されます。

防災課防災安全・国民保護担当 ☎5742-7651

■ 税金や保険料の減免や事業資金等の貸付制度

水害による被害の状況に応じて、減免や貸付けなどを行っています。

◆ 表 税金や保険料の減免など →P.16

■ 被災家屋の消毒

感染症等を予防するために、被災家屋の消毒を行います。

保健所生活衛生課 ☎5742-9138

■ ごみ処理

水害等による被害のため、多量のごみが発生した場合は、清掃事務所にご相談ください。ごみの処理手数料は減免制度がありますが、この場合、リ災証明書が必要です。

※ 事業系のごみは原則として対象外です。詳しくは清掃事務所にお問合せください。

品川区清掃事務所事業係 ☎3490-7051

■ 罹災(被災)証明書

罹災(被災)証明書(風水害)は防災課または各地域センターで発行します。この証明書は保険や税金等の減免を受けるときに必要な場合があります(火災の罹災証明書は消防署で発行します)。

防災課計画係 ☎5742-6695

各地域センター →P.90~93

地下室のある建物をお持ちの方・ご利用の方、豪雨の時は地下室に注意!

浸水の危険があるときは早めに避難しましょう。

地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます。

地下室では外の様子がわかりません。

浸水すると電灯が消えます。エレベーターは使えません。

水圧でドアは開きません。



I 火災

被災された時は

■火災で被害を受けた方への見舞金・見舞品

火災でその家に住めなくなった方に、見舞金と、日赤から毛布（1人1枚）や、品川区社会福祉協議会からタオルを差し上げます。

防災課防災安全・国民保護担当 ☎5742-7651

■ごみ処理

火災等による被害のため、多量のごみが発生した場合は、清掃事務所にご相談ください。ごみの処理手数料は減免制度がありますが、この場合、罹災証明書が必要です。

※事業系のごみは原則として対象外です。詳しくは清掃事務所にお問合せください。

品川区清掃事務所事業係 ☎3490-7051

■罹災証明書

消防署では、万一、火災などの被害を受けた場合、その事実を証明する「罹災証明書」を発行します。印鑑をお持ちになり、手続きをしてください。この証明書は、保険や税金の減免を受けるときに必要な場合があります。

各消防署

→P.139



表 税金や保険料の減免など

	問合せ	
個人住民税の減免・森林環境税の免除 被害を受けた方は、被害の程度により特別区民税・都民税の減免および森林環境税の免除が受けられる制度があります。	税務課課税担当	☎5742-6663～6
個人住民税の納付の猶予 被害を受けた方は、住民税の納付の猶予制度がありますので、ご相談ください。	税務課納税相談担当	☎5742-6671～3
所得税については	品川税務署 荏原税務署	☎3443-4171 ☎3783-5371
個人事業税 固定資産税などについては	品川都税事務所	☎3774-6666
国民健康保険料の減免 後期高齢者医療保険料の減免	国保医療年金課資格係 国保医療年金課高齢者医療係	☎5742-6676 ☎5742-6736
国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例	国保医療年金課国民年金係	☎5742-6682～3
保育園保育料の減額 災害被害の程度により、保育料が減額される制度がありますので、ご相談ください。	保育入園調整課入園相談担当	☎5742-6725
住宅修築資金の融資あっ旋 住宅に被害を受けた方には、修築資金の融資のあっ旋制度があります。（融資額10万円以上1,000万円以内、利率年0.5%） ※利率は変わることがあります。	住宅課住宅運営担当	☎5742-6776
生活福祉資金 （災害援護資金）の貸付 低所得世帯を対象に、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費の貸付けがあります。 （上限額150万円、利率年1.5%） ※利率は条件によって変わることがあります。	品川区社会福祉協議会	☎5718-7171
介護保険料の減免	高齢者福祉課介護保険料係	☎5742-6681

災害

地震

I 地震への備え

大地震などの災害への備えは、ただ単に避難することだけを考えるのではなく、日頃の安全対策と、いざというときに冷静に行動できる知識を身につけることが大切です。また、万一災害が起きた場合は、その被害を最小限に抑える「備え（自助）」と「地域の協力（共助）」が不可欠です。

地震に対する10の備え

■家具類の転倒・落下・移動防止対策をする

- ◎ケガの防止や避難に支障のないよう、家具を配置する。
- ◎家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をする。

■ケガの防止対策をする

- ◎食器棚や窓ガラスなどに、ガラス飛散防止措置をする。
- ◎停電に備えて、懐中電灯をすぐに使える場所に置く。
- ◎散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーを身近に準備する。

■家屋や塀の強度を確認する

- ◎家屋の耐震診断を受け、必要な補強をする。
- ◎ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強する。

■消火の備えをする

- ◎火災の発生に備え、消火器の準備や風呂の水の汲み置きをする。

■火災発生の早期発見と防止対策をする

- ◎火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◎普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜く。
- ◎電気やガスに起因する火災の発生防止のため、感震ブレーカーや感震コンセント等の防災機器を設置する。

■非常持出品を備える⇒P.18

- ◎非常持出品は、置く場所を決めて準備する。
- ◎備蓄品は、7日分用意する。
- ◎車載ジャッキやラジオなど、身の周りにあるものの活用を考える。

■家族で話し合う

- ◎地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決める。
- ◎外出中に家族が帰宅困難や、離ればなれになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決める。
- ◎家族で避難場所や避難経路を確認する。
- ◎普段の付き合いを大切にするなど、隣近所との協力体制を話し合う。

■地域の危険性を把握する

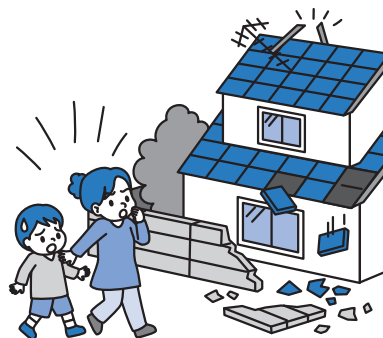
- ◎自分の住む地域の地域危険度を確認する。
- ◎自宅や学校、職場の周辺を実際に歩き、災害時の危険個所や役立つ施設を把握し、自分用の防災マップを作る。

■防災知識を身につける

- ◎新聞、テレビ、ラジオや、インターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につける。

■防災行動力を高める

- ◎日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につける。



家庭に必要な備蓄品

自宅での避難生活に備えて、備蓄品を確保しておく。日常食べている、日持ちのする食品を少し多めに買い置きし、期限の近いものから消費して、少なくなる前に買い足すようにする（＝循環備蓄）。

（7日分
飲料の目安は1人1日3ℓ）

○食べもの

米、缶詰、日持ちする野菜類・果物、日常利用しているサプリメントなど

○飲みもの

水、野菜・果物のジュースなど

○生活用品

給水タンク、カセットコンロ、携帯トイレ、常備薬・市販薬、手回し充電式などのラジオ、懐中電灯など

非常持出品

非常持出品は、ひとまとめにしておくか、すぐに取り出して袋に入れられるようにし、いつでも持ち出せるようにする。

○貴重品

現金、通帳、印鑑、身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカードなど）

○情報機器など

携帯電話やスマートフォン、充電器、携帯用ラジオ、品川区防災地図、緊急時の連絡先

○食料品

非常食、飲料水

○便利品

万能ナイフ、ヘルメット、懐中電灯、ビニール袋、笛・ブザー、ガムテープ、軍手、筆記用具など

○衛生用品

救急セット、マスク、手指消毒液、常備薬・持病薬、タオル、携帯トイレ、トイレトーパー、ウェットティッシュなど

●災害発生時、品川区では、さまざまな手段で区民に必要な情報をお届けします

情報発信手段	内容
防災行政無線	屋外スピーカーにより広く情報発信します
防災行政無線確認ダイヤル ☎ 0120-562-311	防災行政無線の放送内容を電話で確認できます
品川区公式 ホームページ・X・フェイスブック・LINE (→ P.87)	インターネットを活用した情報発信を行います（ホームページ・X・LINEでは防災行政無線の放送内容を確認できます）
しなメール (→ P.87) (登録は、区ホームページをご覧ください)	区からのお知らせを広く配信中。設定で「災害情報」など受け取る情報の種別を選択できます
避難情報緊急通知コール (→ P.15)	津波や目黒川の氾濫などが想定される避難対象地域のうち、避難を必要とする方を対象に電話やメールで避難情報を配信します
広報車	区広報車でお知らせします
デジタルサイネージ、ポスター、ちらし	区施設などに区のお知らせを掲示します
品川区民チャンネル 地デジ 11ch (ケーブルテレビ品川)	通常放送画面に文字情報で警報情報などを発信します
しながわテレビ・プッシュ (ケーブルテレビ品川)	録画番組視聴時やテレビの電源が入っていない場合でも自動的に電源が入り情報が表示されます。インターネット環境、テレビ・プッシュサービスの加入が必要です
FMしながわ 88.9MHz (→ P.87)	緊急時に、防災行政無線の音声放送に割り込まれます
InterFM 89.7MHz (→ P.87) (インターエフエム 897)	大規模災害時にFMラジオにより多言語で情報を発信します
Yahoo! 防災	防災情報災害情報の配信を行っています ※地域の設定を「品川区」にしてください

防災には、一人ひとりが自らの安全を守るという「自助」、地域や身近にいる人どうしが互いに助け合うという「共助」が不可欠です。

地域の協力

■地域の防災活動への参加

- ・防災区民組織の活動に積極的に参加し、地域の協力体制の輪を広げましょう。
- ・避難所訓練など、防災活動と一緒に取り組みましょう。

■要配慮者（避難行動要支援者を含む）をみんなで支援

- ・障害者や高齢者など要配慮者（避難行動要支援者を含む）への支援体制を、協力して整えましょう。
- ・避難誘導ワークショップなどに参加し、対応の仕方を身につけましょう。

■事業所の地域協力と連携

- ・事業所と地域の協力体制をつくりましょう。
- ・事業所は地域の防災訓練やイベントに参加するなど、日頃から相互支援体制づくりに取り組みましょう。
- ・事業所は独自の専門的な技術や知識、資機材などを有効に活用し、地域の防災活動に協力しましょう。

■集合住宅居住者の相互協力

- ・マンションの防災対策ハンドブックを活用し、日頃から顔の見える関係づくりに取り組みましょう。
- ・生活物資の共同備蓄を検討しましょう。
- ・集合住宅での防災・消防訓練へ積極的に参加しましょう。

家庭用消火器の購入・詰替あっせん

自宅や近隣で発生した火災の初期消火活動のために家庭用消火器を備えましょう。

区では、家庭用消火器の購入や詰替のあっせんをしております。

購入のあっせん

(粉末 1.5kg 入り規格品)
あっせん価格 6,600 円
区の補助 1,600 円
個人負担金額 5,000 円
※薬剤の詰替はできません。



詰替のあっせん

粉末・薬剤（3～6型、10型まで）
※薬剤の種類・重量により価格は異なります。
（3,400円～7,400円）
※詰替の目安は、購入から約5年です。
※消火器の種類、状態によっては薬剤詰替ができない場合があります。
※古くなった消火器はごみとして処分できません。
・購入、詰替の申込みと同時の場合に限り古い消火器を1本1,200円（消火器リサイクルシール貼付のものは700円）で、処分します。
・処分のみ希望の場合は消火器ラベルに記載されている消火器メーカーか、区指定業者に直接ご相談ください。

防災区民組織の活動

防災の基本は、「自分たちのまちは自分たちで守り地域を越えて助け合う」という考え方が基本です。そこで、地域社会のよりどころとして町会・自治会を母体とした「防災区民組織」を結成し、自主防災に努めています。

防災区民組織の活動は、災害から命・財産・わが家を守るという、自分自身の問題でもあります。区民の皆さんも、それぞれ地域の一員として、「自主防災活動」や「防災訓練」に積極的に参加しましょう。

区では、防災区民組織の活動や地区防災協議会の防災訓練実施に対し、さまざまな支援や援助を行っています。

防災訓練へ参加しましょう

地震がおきた時、あなたは落ち着いて行動ができますか。いざという時のために、訓練を通して避難方法を体感しておくことが大切です。

区内の各地区では毎年9月～11月にかけて、防災訓練を行っています。初期消火や応急救護・救出救護訓練などの他、地震体験車による訓練なども行っています。ご家族やご近所の方とお誘い合わせの上ご参加ください。

また、12月上旬に避難所の開設・運営を目的とした区内一斉防災訓練も行っています。実施日・実施避難所については、期日が近づきましたら、区の広報などをご覧ください。

区指定業者	所在地	電話番号	店頭販売の有無
神谷商会	西品川11-28-25	☎3783-4882	有
前出工機	東五反田3-17-5	☎3449-1581	有
和田商会	二葉2-8-13	☎3782-1885	有
東日工業	西五反田2-24-9	☎3494-8936	無

○購入・詰替ともに、はがき・FAX・電話・電子申請での申込みになります。
(詳しくは、区の広報・回覧などでお知らせします。)

しながわ防災体験館
☎・FAX 5742-9098



I 地震が発生したら

突然、大きな地震に襲われたとき、あわてずに落ち着いた行動がとれるでしょうか。
身を守るために10のポイントをまとめました。

地震その時10のポイント

■地震時の行動

◎地震だ! まず身の安全

■地震直後の行動

- ◎落ち着いて 火の元確認 初期消火
- ◎あわてた行動 けがのもと
- ◎窓や戸を開け 出口を確認
- ◎門や扉には近寄らない

■地震後の行動

- ◎火災や津波 確かな避難
- ◎正しい情報 確かな行動
- ◎確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
- ◎協力し合って 救出・救護
- ◎避難の前に 安全確認電気・ガス

区民避難所(区立小・中・義務教育学校等)の機能

家屋の倒壊や焼失で生活の場がなくなった場合に一時的に避難生活を送る場所です。

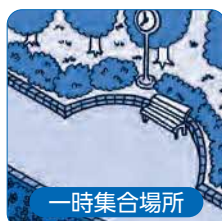
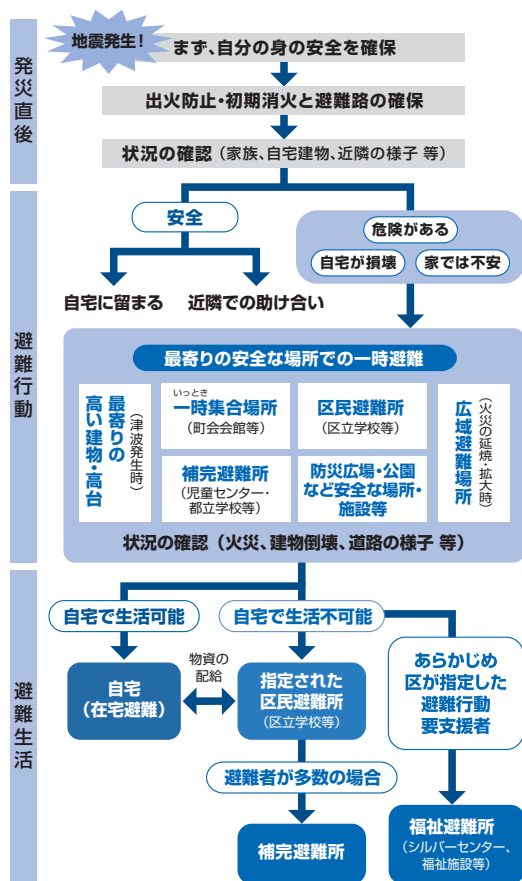
区内各避難所(区立小・中・義務教育学校等)には、備蓄倉庫、生活用水確保のための井戸、仮設便所用便槽や非常自家発電装置の設置などを行うとともに、屋上には学校名の表示、校門付近には避難する町会・自治会名を表示しています。

また、避難所運営が円滑にいくように防災区民組織(町会・自治会)の方々と学校が主体となった「避難所連絡会議」を設置し平常時から打ち合わせを行っています。 →P.21

広域避難場所

発災時に起こる延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、東京都が指定しているオープンスペースです。品川区役所一帯やしながわ区民公園等が指定されています。 →P.22

避難の流れ



一時集合場所



区民避難所



広域避難場所



福祉避難所



しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図

災害への事前の備えや災害が発生した際の行動など、家庭における防災対策をわかりやすく紹介。



津波自主避難マップ作成マニュアル

区独自の津波ハザードマップで、避難に関する情報を経験として覚えられよう、各個人で作成するマイマップです。

● 区民避難所一覧表

(令和6年4月現在)

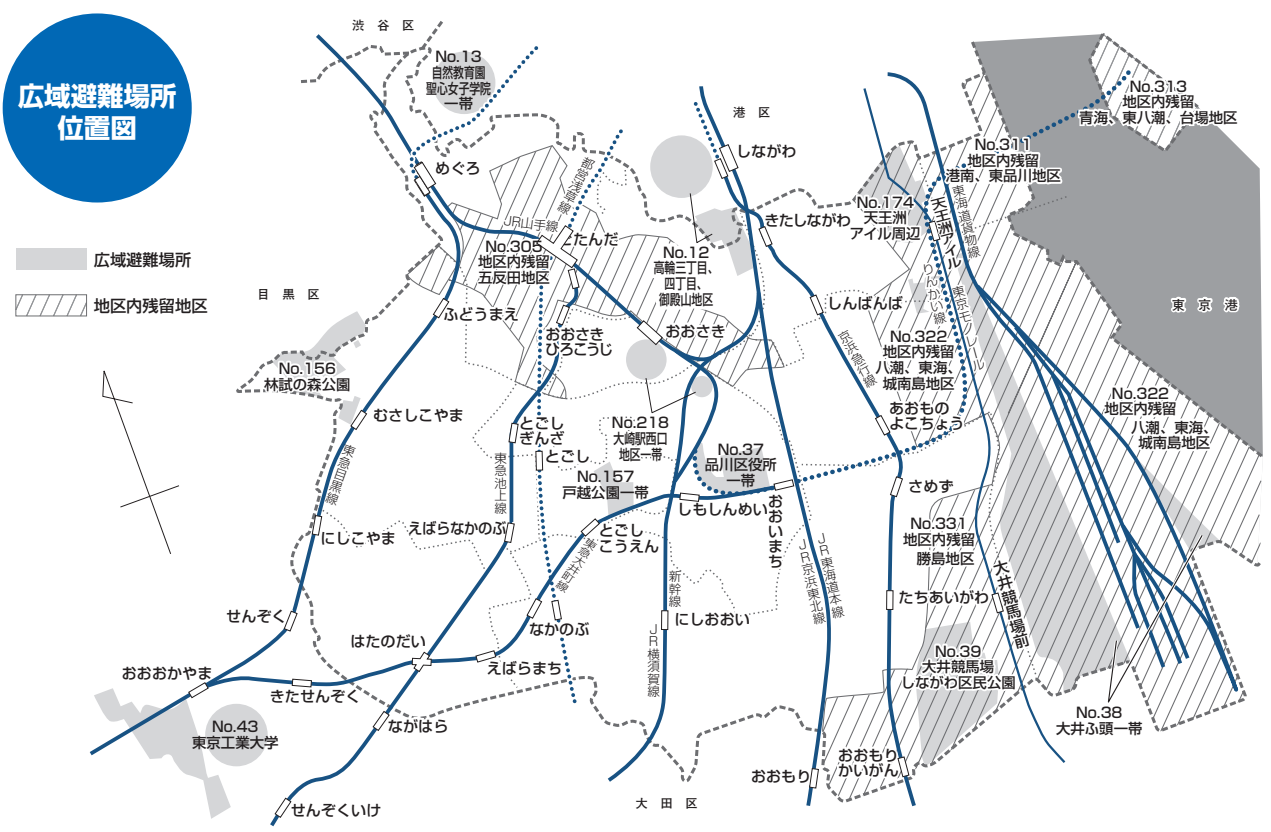
避難所の学校名	該当町会（自治会）名
品川学園	北品川二丁目町会、北品川三丁目親和会
御殿山小学校	小関親睦会、御殿山町会、袖ヶ崎新興会
台場小学校	北品川一丁目町会、八ツ山町会、東品川一・三町会、都営東品川第4アパート自治会、都営天王洲団地自治会、都営東品川7棟自治会、天王洲会、都営北品川アパート自治会、都営北品川第2アパート自治会
城南小学校	真交町会、博友町会、諏訪町会、三睦会町会、明睦会
浅間台小学校	同友会町会、南品川南睦会、東睦会、六丁目睦会
城南第二小学校	△東親会、刈崎町会、櫻心会町会
東海中学校	△東親会、東品川第一自治会、都営東品川第3アパート自治会、自治八潮会
第一日野小学校	西五反田一丁目町会、西五反田本町会、西五反田七・五・三町会、西五反田協和町会、西五反田西二町会、西五反田六丁目町会、西五反田南町会
日野学園	五反田一丁目町会、東五反田みづほ町会、五反田中部町会、五反田東口町会、五反田睦町会、島津山自生会、都営東五反田二丁目アパート自治会、西五反田一・二・三町会
第三日野小学校	池田山町会、袖ヶ崎町会、相生会、上大崎一丁目町会、上大崎一丁目愛誠会、上大崎一丁目第一愛誠会、上大崎池の谷町会、上大崎目黒駅前町会、上大崎三丁目町会、目黒駅前西口町会、中丸親和町会、上大崎長者丸町会
第四日野小学校	夕陽会、大崎本町三丁目町会、西五反田四丁目町会、西五反田五丁目西三町会、西五反田谷山会
芳水小学校	大崎一二三町会、大崎三五町会、大崎四丁目町会、大崎居木橋町会、大崎ウエストシティタワーズ自治会
三木小学校	西品川三栄会、協力睦会、西品川新生会、西品川三ツ木会
大崎中学校	品川尚和会、西品川二丁目会
立会小学校	大井立会町会、東大井林町会、東大井月見台町会、鮫洲仲町会、△大井元芝町会
鮫浜小学校	鮫洲北町会、△大井元芝町会、鮫洲曙町会、鮫洲南町会、大井北浜川東町会、北浜川仲町会
浜川中学校	大井関ヶ原町会、北浜川西町会
浜川小学校	大井寺下町会、△南大井第四町会、△大井南浜町会
鈴ヶ森小学校	大井水神町会、大井坂下町会、大森駅前住宅自治会、△鈴ヶ森町会、△大井海岸町会
鈴ヶ森中学校	△鈴ヶ森町会、△大井海岸町会、勝島町会、△大井南浜町会、△南大井第四町会
山中小学校	大井一丁目権現町会、大井一丁目鑑町会、大井三丁目町会、大井森下町会、大井二丁目町会
伊藤学園	大井滝王子町会、西大井一丁目町会
大井第一小学校	大井鹿島町会、大井庚塚町会、大井倉田町会
ウェルカムセンター原	出石町会、西大井二丁目町会
伊藤小学校	西大井四丁目町会、西大井六丁目町会
富士見台中学校	西大井五丁目伊藤町会
小山台小学校	小山台一丁目町会、小山台一丁目東町会、小山台二丁目町会

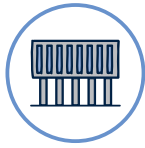
避難所の学校名	該当町会（自治会）名
後地小学校	小山一丁目町会、小山二丁目東部町会、小山二丁目西部町会
小山小学校	小山三丁目町会、小山四丁目町会、荏原五丁目町会
荏原第一中学校	荏原一丁目町会、荏原二丁目町会
荏原第六中学校	小山五丁目町会
第二延山小学校	小山六丁目町会、小山七丁目町会、荏原六丁目町会、荏原七丁目町会、旗の台一丁目町会
清水台小学校	旗の台二丁目町会、旗の台西二丁目町会、小山洗足町会、旗の台六丁目町会
京陽小学校	平塚一丁目町会、平塚二丁目町会、中原共和町会
荏原平塚学園	平塚一丁目南部町会、平塚三丁目町会、東中延一丁目町会
スクエア荏原	平塚四丁目町会、荏原三丁目町会、荏原四丁目町会
中延小学校	中延一丁目町会、西中延一丁目町会
延山小学校	中延二丁目町会、西中延二丁目町会、中延三丁目町会、西中延三丁目町会
戸越台中学校	戸越銀座町会、戸越一丁目町会、戸越二丁目町会
宮前小学校	戸越三丁目町会、戸越四丁目町会、戸越五丁目町会
大原小学校	東中延二丁目町会、戸越六丁目町会
源氏前小学校	中延四丁目町会、荏原町町会、△東中三町会、中延六丁目町会
上神明小学校	豊町六丁目町会、二葉四丁目町会、△東中三町会、二葉三丁目町会
旗台小学校	中延五丁目町会、旗の台四丁目町会
荏原第五中学校	旗の台三丁目町会、旗の台五丁目町会、旗の台南町会
戸越小学校	豊町一丁目町会、豊町二丁目親和会
旧荏原第四中学校	豊町三丁目町会、△豊町四丁目町会
豊葉の杜学園	二葉一丁目町会、二葉二丁目町会、二葉神明町会、二葉中央町会
杜松ホーム	△豊町四丁目町会、豊町五丁目町会
明晴学園	1号棟～10号棟（八潮5丁目1～3番）、品川総合福祉センター、八潮1丁目～八潮3丁目、東八潮
八潮学園	11号棟～23号棟、51号棟～69号棟、（八潮5丁目3～5番、10～12番）
こみゆにていぷらざ八潮	24号棟～50号棟、八潮寮（八潮5丁目6番、8番、10番）、八潮4丁目

※町会名の前の△印は、避難所が2カ所に分かれる町会
 ※八潮地区は自治会を号棟で表示

番号	避難場所	利用する町丁名
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	北品川4丁目の一部、北品川5丁目の一部、北品川6丁目、東五反田1丁目の一部及び東五反田3丁目の一部
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	上大崎1丁目、上大崎2丁目、上大崎3丁目、上大崎4丁目、東五反田1丁目の一部、東五反田3丁目の一部及び東五反田4丁目
37	品川区役所一帯	大井1丁目、大井2丁目、西品川1丁目の一部、広町2丁目及び二葉1丁目
38	大井ふ頭一帯	北品川2丁目の一部、広町1丁目の一部、南品川1丁目、南品川2丁目、南品川3丁目、南品川4丁目の一部、南品川5丁目及び南品川6丁目
39	大井競馬場・しながわ区民公園	大井3丁目、大井4丁目、大井5丁目、大井6丁目、大井7丁目、戸越6丁目、中延4丁目の一部、中延5丁目の一部、中延6丁目、西大井1丁目、西大井2丁目、西大井3丁目、西大井4丁目、西大井5丁目、西大井6丁目、東大井1丁目、東大井2丁目、東大井3丁目、東大井4丁目、東大井5丁目、東大井6丁目、東中延2丁目、二葉2丁目、二葉3丁目、二葉4丁目、南大井1丁目、南大井4丁目、南大井5丁目、豊町4丁目、豊町5丁目及び豊町6丁目
43	東京工業大学	荏原6丁目の一部、荏原7丁目、小山6丁目、小山7丁目、中延2丁目の一部、中延3丁目、中延4丁目の一部、中延5丁目の一部、西中延2丁目、西中延3丁目、旗の台1丁目、旗の台2丁目、旗の台3丁目、旗の台4丁目、旗の台5丁目及び旗の台6丁目
156	林試の森公園	荏原1丁目、荏原2丁目、荏原3丁目、荏原4丁目、荏原5丁目、荏原6丁目の一部、小山1丁目、小山2丁目、小山3丁目、小山4丁目、小山5丁目、小山台1丁目、小山台2丁目、戸越5丁目の一部、中延1丁目、中延2丁目の一部、西五反田4丁目の一部、西五反田5丁目の一部、西五反田6丁目の一部、西中延1丁目、東中延1丁目、平塚1丁目、平塚2丁目及び平塚3丁目
157	戸越公園一帯	戸越2丁目、戸越3丁目の一部、戸越4丁目、戸越5丁目の一部、西品川1丁目の一部、西品川2丁目の一部、豊町1丁目の一部、豊町2丁目及び豊町3丁目
174	天王洲アイル周辺	北品川1丁目、北品川2丁目の一部、北品川3丁目、北品川4丁目の一部、東品川1丁目及び南品川4丁目の一部
218	大崎駅西口地区一帯	大崎2丁目、大崎3丁目、大崎4丁目の一部、戸越1丁目、戸越3丁目の一部、西品川1丁目の一部、西品川2丁目の一部、西品川3丁目及び豊町1丁目の一部
305	地区内残留・五反田地区	大崎1丁目、大崎4丁目の一部、大崎5丁目、北品川5丁目の一部、西五反田1丁目、西五反田2丁目、西五反田3丁目、西五反田4丁目の一部、西五反田5丁目の一部、西五反田6丁目の一部、西五反田7丁目、西五反田8丁目、東五反田1丁目の一部、東五反田2丁目、東五反田5丁目、広町1丁目の一部及び南品川4丁目の一部
311	地区内残留・港南、東品川地区	東品川5丁目
313	地区内残留・青海、東八潮、台場地区	東八潮
322	地区内残留・八潮、東海、城南島地区	東品川2丁目、東品川3丁目、東品川4丁目、八潮1丁目、八潮2丁目、八潮3丁目、八潮4丁目及び八潮5丁目
331	地区内残留・勝島地区	勝島1丁目、勝島2丁目、勝島3丁目、南大井2丁目、南大井3丁目及び南大井6丁目

地区内残留地区：延焼火災等の危険が少ないので避難の必要がないとみなされた地区





しながわ防災体験館

東日本大震災の教訓などを踏まえ、平成28年3月11日に「しながわ防災体験館」としてオープンしました。

訓練用消火器や本物のスタンドパイプを使った初期消火体験の他、高齢者や障害者など要配慮者の避難誘導体験や防災に関する映像の上映も行っています。(無料)

■体験コーナー

- 防災展示
- 初期消火体験
- 要配慮者避難誘導体験
- 避難姿勢体験
- 応急救護体験
- 防災体験VR
- シアター／ワークショップルーム

■開館時間 9:00～17:00

■休館日 月曜・土曜・祝日・年末年始

※以下の他は予約不要

- ①事前予約を要するコース
 - ・4名～40名までの団体で体験するコース(1時間30分程度)
 - ・40名以上の団体が貸切で体験するコース(3時間程度)

②予約先・受付期間

しながわ防災体験館受付 (☎5742-9098)

- ・区内に住所を有する団体:
希望日の5ヶ月前から2週間前まで
- ・区外に住所を有する団体:
希望日の3ヶ月前から2週間前まで

※日本語以外にも、英語・中国語・韓国語と多言語に対応しています。



しながわ防災キャラクター
ジージョくん

防災に関する問合せ先

防災課

■ 計画係 ☎5742-6695
災害時協力協定に関すること

■ 啓発・支援係 ☎5742-6696
・防災の普及啓発に関すること
・防災区民組織の支援に関すること
・しながわ防災体験館・しながわ防災学校に関すること

■ 避難体制係 ☎5742-6941
・避難所に関すること(設備を除く)
・帰宅困難者対策に関すること

■ 防災設備係 ☎5742-7134
・避難所設備に関すること
・消火器に関すること

■ 防災安全・国民保護担当 ☎5742-7651・5742-6697
・職員の防災訓練に関すること
・火災被害に対する見舞金に関すること
・国民保護の計画、訓練、協議会に関すること
・Jアラートに関すること

危機管理業務

区民の皆様の生命、財産等の安全確保のために、災害、事故、事件等の兆候をいち早く把握し、予防策を講じます。

また、危機事象が発生した場合は、各種団体と連携し、適切な対応を行います。

総務課 ☎5742-6624

